

結の際、産業投資特別会計に歸属するものとする。

5 前項の規定により産業投資特別会計に歸属した現金は、同会計の歳入とする。

6 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金の下に」「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金の下に」「廃止する法律（昭和三十八年法律第号）附則第四項の規定によりこの会計に歸属した現金」を加える。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削除。

理由
特定物資輸入臨時措置法の失効による理由である。

特定物資輸入臨時措置法の失効に伴い、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの歳入への」に改める。

第三条中「資金への繰入金」を「並金及び歳入への繰入金」に改め、「並

びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの歳入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条中「資金からの受入金」の下に「一般会計からの繰入金（資金への繰入金を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計に歸属するものとする。

理由
特定物資輸入臨時措置法の失効による理由である。

第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

理由
特定期間の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

の保証

第一条 政府は、当分の間、法人に

対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわ

ず、東京港港湾区域における土地造成の造成及びこれに付帯する道路、

水道その他の施設の整備に關する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、予算の定めのところにより、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができる。

理由
この法律は公布の日から施行し、

第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

理由
この法律は公布の日から施行し、

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由
東京港港湾区域における土地造成事業等に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるものが支払を受けける条約第九条第一項ただし書の規定に該当する配當で同法の施行地にその源泉があるもの（その者に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。）に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用について、これは、これらの規定中「百分の二十一」とあるのは、「百分の十」とする。

理由
オーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第四条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一

号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合

において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該所得に規定する部分の金額が、当該所得の

号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合

において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該所得の

号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合

相当する税額を軽減する。

3 連合王国の居住者等(第一項に規定する者を除く)が源泉徴収を受けない利子に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該所得の

金額の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる

金額に相当する税額を軽減する。

4 第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年又は事業年度分につき、同一

年又は事業年度分につき、同一

相当する税額を軽減する。

(実施規定)

第五条 前三条に定めるものは、
か、条約の実施及びこの法律の適

用に關し必要な事項は、大蔵省令
で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の
日から施行する。

2 第一条及び第三条中所得税法第
一項及び第十八条第二項

十七条第一項及び第十九条第二項
の規定に係る部分は、この法律の
施行日の属する年の一月一日以
後に支払を受けるべき第二条第一

項に規定する配当又は第三条第一
項に規定する利子、使用料若しく
は金額について、第二条及び第三条
中所得税法第四十一条第一項及び
第二項の規定に係る部分は、同日
以後に支払を受けるべき当該配当

相当する税額を軽減する。

又は利子、使用料若しくは金額で
この法律の施行の日以後に支払わ
れるものについて適用する。

3 第四条の規定は、この法律の施
行の日の属する年の一月一日(同
条第一項から第三項までに規定す
る者が法人である場合には、当該
法人の同日以後に最初に開始する
事業年度の開始の日)以後に支払
を受けるべきこれらの規定に規定
する所得について適用する。

4 第一項に規定する所得税額又は
法人税額のうち当該所得に対応す
る部分の金額は、当該所得の生じ
た年又は事業年度分につき、同
項の規定の適用がないものとして
計算した場合における所得税額又
は法人税額に相当する金額から、
当該所得が生じなかつたものとし
て計算した場合における所得税額
又は法人税額に相当する金額を控
除して得た金額とする。

5 第二項に規定する所得税額又は
法人税額のうち当該所得に対応す
る部分の金額は、当該所得の生じ
た年分又は事業年度分につき、同
項の規定の適用がなく、かつ、第
一項に規定する配当に係る所得を
有する場合には当該配当に係る所
得が生じなかつたものとして計算
した場合における所得税額又は法
人税額に相当する金額から、これ
らの所得が生じなかつたものとし
て計算した場合における所得税額
又は法人税額に相当する金額を控
除して得た金額とする。

6 第四項の規定は、第三項に規定
する所得税額又は法人税額のうち
当該所得に対応する部分の金額に
相当する税額を軽減する。

子、使用料等に対する所得税の税率
の特例その他所要の事項を定める必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

日本専売公社法第四十三条の十九
の規定に基づき、国会の議決を求
めるの件

日本専売公社法第四十三条の十
九の規定に基づき、国会の議決を
求めるの件

日本専売公社法第四十三条の十九
の規定に基づき、国会の議決を求
めるの件

日本専売公社法(昭和二十三年
十二月七日法律第二百五十五号)第四十三条の
十九の規定に基づき、国会の議決を求
める。

相当する税額を軽減する。

区 分	種 别	數 量	台 帳 価 額	減 価 償 却 引 当 金	正 味 価 額
土 地	數 地	一〇,〇〇〇坪	五,三三一,〇〇円		五,三三一,〇〇円
建 物	事務所建	一五坪	六,〇九五,〇〇円		六,〇九五,〇〇円
	工場建	八九七坪	一三,〇八二,八六円	一一,一四一,〇〇円	一一,一四一,〇〇円
	倉庫建	四〇二坪	一〇,一七一,〇〇円	一〇,一七一,〇〇円	一〇,一七一,〇〇円
	雜屋建	六五七坪	二三,六三三,三〇円	二三,六三三,三〇円	二三,六三三,三〇円
小 計		三一,三〇〇,〇〇円	一七,〇二九,六〇円	一六,五五九,二九〇円	一六,五五九,二九〇円
裝 置	計		三三,四五八,九〇円	一七,〇二九,六〇円	一七,〇二九,六〇円
			三三,四五八,九〇円	一七,〇二九,六〇円	一七,〇二九,六〇円

(注) 合帳価額、減価償却引当
金、正味価額は昭和三十七
年三月三十一日現在。

案を提出する理由である。

日本専売公社小名浜工場の廢止に
伴い不用となる同工場用財産を処分
する必要がある。これが、この議決

案を提出する理由である。

○毛利委員長代理 政府より提案理由
の説明を聽取いたします。大蔵政務次
官原田憲君。

○原田政府委員 提案に先だましま
して、豪雪地帯の皆様方に心からお見舞

いを申し上げます。

ただいま議題となりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、東京港港湾区における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北爱尔兰連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政

立病院の施設費の財源を拡充するため、一般会計からの繰り入れのほか、この会計の負担における借入金の方途を開き、もって、近代的能率的施設の整備をさらに促進することとしたいたのであります。

次に、この法律案の概要を御説明申します。

まず、この特別会計におきましては、国立病院の施設費を支弁するため

に必要な金額を算定することができることといたしまして、その限度額につきましては、予算をもつて国会の議決を経なければならぬことといたしました。また、これに伴いまして、この特別会計法の歳入及び歳出の規定等につきまして、所要の改正を行なうことといたしております。

次に、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案につきまして御説明申します。

まず、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申します。

この十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申します。

まず、国立病院特別会計法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申します。

まず、国立病院特別会計法の一部を廃止する法律案につきまして御説明申します。

ただいま御審議をお願いいたしております昭和三十八年度予算におきましては、国立病院施設の整備費の財源に充てるため、国立病院特別会計は、資金運用部から十億円を借り入れることを予定いたしております。

元来、国立病院の多くは旧陸海軍病院を引き継いだものであり、その施設も相当の年数を経過しがつ、非能率的な

特定期物資輸入臨時措置法は、同法附則第二項の規定により昨年六月四日限りをもって失効いたしましたのであります

が、なお同項ただし書きの規定によりまして、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者につ

いては、その日以後もなお効力を有す

ることとさせていたのであります。

れらに関する特定物資納付金処理特別会計における整理も終了するに至りましたので、同会計を本年度限りで廃止するとともに、同会計に属する現金は産業投資特別会計に、現金以外の資産及び負債は一般会計にそれぞれ帰属される等の措置を講じようとするものであります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申します。

政府は、今国会におきまして、昭和三十七年度一般会計補正予算第一号を提出し、御審議を願っておりますが、

同補正予算におきましては、産業投資

特別会計の投資の財源の確保をはかるため、一般会計から産業投資特別会計

の資金への繰り入れ三百五十億円を計上いたします。また、今国会に

提案いたしております昭和三十八年度予算におきましては、一般会計から産

業投資特別会計の歳入に四百九十七億円の繰り入れを予定いたしております。

この法律案は、これらの予算措置に伴い、一般会計から産業投資特別会計

の資金及び歳入に繰り入れを行なうこととができるものとし、これに伴う所要の措置を講じようとするものであります。

この法律案は、本証券の発行を円滑にするため、政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかる所得税の定める限度内で、保証契約をすることができる

ことがあります。

この二法律案は、配当、利子、工業

所有権の使用料等に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減をはかることを規定するものであります。

わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当、利子、使用料等の所得に対する税率を、二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合においては、その支店等に帰属する他の所得と総合合算の上、課税することとなつております。これに対して、今回の条例におきましては、オーストリア共和国及び連合王国の居住者または法人が取得するこれらの所得に対する税率は、特定の子会社以外の法人からの配当については二〇%または一五%，その他

であります。そのうち、二百三億円は外貨債の発行を財源とする日本開発銀行及び日本道路公団に対する貸付金であります。その残額六百三十四億円は、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行、日本住宅公団等に対する出資を行なうものであります。

これは、同会計の自己資金等四十四億円のほか、前に申し述べました一般会計からの繰入金四百九十七億円及び資本金からの受け入れ金九十三億円を充てることといたしておられます。

次に、東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案につきまして、御説明申します。

昭和三十六年度から始まりました東京港整備及び埋立地造成事業十カ年計画の一環といたしまして、東京港港湾区域における土地造成及びこれに附帯する事業に必要な経費の財源に充てるために、外貨地方債証券の発行が計画されております。

この法律案は、本証券の発行を円滑にするため、政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかる所得税の定める限度内で、保証契約をする

ことができる

ことがあります。

この二法律案は、配当、利子、工業

所有権の使用料等に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減をはかることを規定するものであります。

わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当、利子、使用料等の所得に対する税率を、二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合においては、その支店等に帰属する他の所得と総合合算の上、課税することとなつております。これに対して、今回の条例におきましては、オーストリア共和国及び連合王国の居住者または法人が取

得するこれらの所得に対する税率は、

特定の子会社以外の法人からの配当につ

いては、二〇%または一五%，その他

の配当並びに利子及び使用料等については一〇%をこえてはならないこととされておりままでの、条約の規定に従い、源泉徴収所得税の税率をそれぞれ一五%及び一〇%と定めることとし、さあにこれらの所得に対する申告納税にかかる所得税または法人税の税負担がそれぞれ二〇%または一五%及び一〇%をこえないよう一定の軽減措置を設けるとともに、これらの所得に対する税額を算定するための計算規定を設けているのであります。

最後に、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求める件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日本専売公社小名浜工場は昭和二十七年海水直煮加圧式製塩工場のモデル・プラントとして設立され、その後塩業整備に伴い各種塩の製造試験工場として運営されて参ったものであります。その後、その設立の本来の目的である海水直煮加圧方式のパイロット・プラントとしての使命はすでに達成され、また今後塩の製造試験工場として運営を続けていくことにも問題がありますので、この際同工場を廃止することとが適当であると考えられるに至った次第であります。

ところで廃止後の同工場用財産につきましては、公社の他部門への転用が困難でありますので、公社においてはこれを処分したいと考えておりますが、このためには日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき国会の議決を経る必要があります。

以上がこれらの法律案等を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御

賛成下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

各自に對する質疑は次会に譲ります。

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

各自に對する質疑は次会に譲ります。

○毛利委員長代理 次に、国有財産に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。堀君。

○堀委員 最初にちょっと法制局の方に、法律の解釈についてお伺いいたします。

国有財産法第十八条に处分等の制限という項がありまして、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売却し、譲り出し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない」。こういうふうに書かれておりますけれども、この中の、「その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合」という表現が、どうも非常に何かすらつとうかりにくいようです。一つこの解釈をお聞きいたします。

○山内(一夫)政府委員 今先生おっしゃったところをどう説明するかといふ点、私もどう説明したらいいか、すぐわからぬし、具体的に御質問があれば、それにお答えできるかと思いますが、要するにこの精神というのは、行政財産といふのは一定の公共の目的に用いられていますから、それを妨げるような法律関係ができると、当該の財産が本来の目的に用いできなくなれる、それを防ごう、こういう考え方であります。

○堀委員 よくわかりました。

その次に第八条ですが、「行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長

で、「行政財産の用途を廃止した場合」という言葉がここに一つありますけれども、今のように行政財産といふものは本来一つの行政的な目的のために設定されているかとの関連において、具体的に判断すべき問題のように心得ておられます。

○白石政府委員 私からちょっと御説明申し上げます。

行政財産は、本来行政の目的に使われておるわけであります。従いまして、およそその用途は行政の目的にさげらるべきものであると考えられます。しかしながら、行政の目的には使用いたしますけれども、その間にその用途が若干あくという場合もあり得るわけであります。たとえば、学校の校舎で考えてみると、これは学校の教育の用途に使用されておるわけであります。しかし、日曜日は学校は休んでおるわけであります。そういたしまして、その日曜日におきましてはあります。さて、その日曜日におきましては、その場合に、たとえば講演の用に使いたい、こういうような需要がある場合の基準またはルールといふものが恣意的に行政財産の用途を廃止することができるということになるのですね。そういうか何かがなければ、各省庁の長が恣意的に行政財産の用途を廃止することができるわけではありませんので、従いまして、その場合に、たとえば講演の用に使いたい、こういうような需要がある場合の基準またはルールといふものが恣意的に行政財産の用途を廃止することができるのかないのか。もしあるとすれば、これは私はそれを総括する大蔵省の側にあるのだろうと思うのですけれども、お答えをいただきたい。

○白石政府委員 行政財産は各省各庁の長がこれを管理いたしております。そこで、その用途を廃止することができない限りにおいては、行政財産の用途に支障がないわけだと思います。そういう意味におきまして、行政財産は本来の行政の用途に使用されるべきものでありますけれども、用途または目的を妨げない限度において使用または収益をさせるということはいいのだということが、この十八条の趣旨でございま

す。

○堀委員 よくわかりました。

その次に第八条ですが、「行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長がこれを管理いたしておるかということは、これを管理しておるかといふことは、これを管理している各省各庁の長が最もよくこれを掌握いたしておるわけであります。行政のいろいろの状況の変化に応じまして、もうその用途に必要がない、こういうような状態が生じました場合におきましては、やはり第一次的につかることを

は、大蔵大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことをされているかとの関連において、具体的に判断すべき問題のように心得ておられます。

○白石政府委員 私からちょっと御説明いたしておきます。各省各庁の長が管轄いたしております各行政財産をさらに総括大臣といふ立場から総括をいたしておりますので、はたしてその行政の目的上効率的に使用されておるかどうかという点も、またこれを考慮し検討をする必要があろうかと思います。かような意味において、最近のように土地その他の教育の用途に使用されておるわけであります。たとえば、学校の校舎で考えてみると、これは学校の教育の用途に使用されておるわけであります。しかし、日曜日は学校は休んでおるわけであります。そういたしまして、その日曜日におきましては、その場合に、たとえば講演の用に使いたい、こういうような需要がある場合の基準またはルールといふものが恣意的に行政財産の用途を廃止することができるのかないのか。もしあるとすれば、これは私はそれを総括する大蔵省の側にあるのだろうと思うのですけれども、お答えをいただきたい。

○白石政府委員 行政財産は各省各庁の長がこれを管理いたしております。そこで、その用途を廃止することができない限りにおいては、行政財産の用途に支障がないわけだと思います。そこで、その用途を廃止することができない限りにおいては、行政財産の用途に支障がないわけだと思います。先ほどルールその他のいう御質問でございましたが、これらはやはり個々別々に検討せらるべき問題だと思います。個別的な検討の上に立つて各省各庁と相談の上、それぞれ適正に管理をいたし、総括をいたす

財産の管理、処分の問題としてはいさかが各省庁にまかしておくわけにはいかないのではないかという気がするのですが、大蔵省としては、そういう交換または処分をする場合における、その方が先行的な目的として出てくる場合における行政財産の廃止ということに関しては、それについても総括の立場にありながら何らの基準なりルールはないのか、それを伺いたいと思います。

○白石政委員 最近国有財産の効率的な使用といふよな見地から、いろいろ行政財産について検討を重ねておるわけでござりますが、そのような場合におきまして、いわば木造の建物が非常に広い土地を占めまして建築せられておるというような例があるわけでござります。これはやはり最近の情勢で、庁舎を高度化いたしまして、そして敷地の効率的な利用をはかるといふことが国民経済全体から見ましても非常に妥当であろうと思うわけでございまして、このような場合におきまして、いわば建築、交換というようなことでいろいろの、いわば建物、土地の交換といふようなことを行なつておるわけでござります。このような場合におきましては、他方やはり庁舎ができるがために移れないと、いうことでござりますので、別個に建物を作りまして、そうしてそちらの方に移る。そういたしますと、従来使用いたしておりました行政財産としての土地なり建物は不要になる。従つて、これは普通財産として売り払う、こういふようなことを行なつておるわけでござります。このような場合に交換が行なわれるわけございますが、やはりこれらをど

のよくなることで行なうかというよくなうことにつきましては、個別的に、やはりそれが妥当であるかどうか、またどのように効率的になるのかということを、それぞれの行政庁の判断があり、また総括大臣としての大蔵省の判断もあるわけでございます。これはやはり個別的に具体的な妥当性を検討いたしまして処理をするというふうにいたしておる次第でございます。

を入手して鉄筋のものを建てて、それを持ち下げる。この場合はもちろん交換といふことだと思うのですけれども、その場合の目的は、おそらくやはり合理的な建物を厅會に使用するということが目的でありますから、技術的には行政財産を一般財産にして、それを交換をする、払い下げるということは起り得ると思いますが、そういう場合には、ほつておいたつてそれは不利なことはやらないといふことになるかもしれません、國全体としての、さつきお話を効率といふものの評価は、おののおのの立場で、かなり違つ場合があります。だから、そういう効率的だということを判断する何らかの審議会、たとえばここには国有財産審議会とか、いろいろなものがあるようですが、これはどうも、見たところによると、各省庁のものまでもそういう審議会にかかるのかどうか、よくわからぬのであります。今の段階のお話をだけを聞くと、そういうものが全部各省庁の恣意的な判断に——効率的であると恣意的に判断したらそれできるとか、ですかね、あらゆる行政財産といふもの用途の廃止は、まさにその省庁の長の主観的判断にかかるといふようなことです、これは国民が委託をしておる国有財産の管理、処分に對して、私はやや専權的な処分をし過ぎるのじやないか、という感じがする。そこには何らかのそれをチェックするものが当然あって、しかるべきではないか、こういふ氣がするのですが、現在はそういうものはないということですか。

て具体的な事案を最も妥当に処理する
ということを行なつておるわけでござ
ります。こういった意味におきまし
て、各省々の長はそれぞれ行政の責
任を持つておるわけでござりますの
で、従いまして、それぞれ各省々の
長の判断に基づいて行政が行なわれ、
同時に各省々の長はそれによつて行
政上の責任を負つておるといふこと
は、今さら申すまでもないことでござ
います。そういう意味におきまして、各
省々の長は、まずその主観的判断に
おいてこれを行なつておるわけでござ
いますが、その主観的判断を行なうに
つきましては、あらゆる条件を考慮し
ながら、最も妥当であるといふ判断の
もとに行なつておるわけでござります
ので、これを一般的に原則と申します
か、ルールと申しますか、そういった
ものを一言で言えとおっしゃいまして
も、実のところ、私といたしましても
的確に申し上げるほどに、まだその一
般原則なるものまで集約したものを、
ただいま持ち合わせていないわけでござ
いますが、財産と申しますものは、
御承知のように非常に個別性があるわ
けでございます。土地におきましても
非常に個別性がある。かつまた、それ
ぞれの行政にもそれぞれの個別性があ
るわけでございます。従いまして、そ
れぞれの個別性に応じましてそこに判
断がなされるわけでございますので、
やはり一般的と申しますよりも、それ
ぞれの実情に応じて具体的に判断され
る。従つて、その判断が妥当であるか
どうかをその具体的な条件のもとにお

いて御批判を仰ぐ、かようなことに相なるらかと考える次第でございます。たとえば学校の敷地に一定の土地が提供せられておるという例があるわけでございます。私ども、国有財産の監査におきまして、相当広大な敷地が学校用に供せられておりますので、場合によりましては、その一部をさして一般住宅用地等に提供した方が非常に合理的ではなかろかというような判断を下す場合もあるわけでございます。しかししながら、一体その学校敷地としてはたしてどれだけが適当であるか、一定の人数に応じて一定の坪数を出すといふようなことを一応考へられるわけでございまして、それの条件を考へますれば、運動場等におきましては相当余裕があつた方が教育上妥當であるといふような判断もなされるわけでございますので、やはりこれは一般的な原則論と申しますよりも、あらゆる条件を考慮した上において、個別的に、具体的に判断し、それによって御批判を講う、こういう問題ではなかろかというようございます。

○堀委員 いや、私が伺つているのは普通財産については國有財産地方審議会といたりものがあつて、払い下げ、管理、処分等については財務局長の専断にまかせられていないと思うのです。やはりそこでは一応その処分等については地方審議会の意見を聞いて、民主的な処理ができる、要するにチェックをする場所があるわけです。ところが特別会計その他の部分については、この国有財産法では、要するに行政用途の廃止をその長が行なえば、これはその

省庁の中における普通財産の管理になつて、そういう地方審議会等の議を経ずしてストレートに払い下げたりいろいろすることができるようになつておるんぢやないかと私は思ひのです。その点特別会計の方の林野庁長官が見えておりりますから、林野庁の例について、一般的な例として、林野庁の場合はおそらくおそらく用途の廃止を林野庁長官がきめる。そうするとその限りにおいて普通財産になる。その普通財産になつたものは今度はやはり林野庁長官の権限においてこれを処分する。こういうことになつていて、その間に、大蔵省の所管する国有財産のように、地方審議会にかけてその意見を聞いて処分をするというふうになつていな

い。そこで私が申し上げておることは、国有財産の管理、処分の問題についてでは、普通財産というものの概念においては、大蔵省のよろ、地方審議会が思つて、大蔵省のよろ、地方審議会があつてここで処理するやり方が正しいと思うけれども、特別会計その他のストレートにいくものについてはそれがないというならば、これは総括する大蔵省の立場としては、各省庁に対しても、そのよろ式の払い下げ、処分、交換その他の処分に関するよろな場合には、各省庁も、おおむねやはりそのようにおきまして、普通財産については國有財産地方審議会といたりものがあつて、払い下げ、管理、処分等については財務局長の専断

からいいのですが、特別会計に所属するものだけはストレートにいくといふことは、制度上の問題として私はいかがか、こういう気持があるものだからこの論議を提出しておるわけですが、林野庁の例をとつて、一つ特別会計における行政財産の用途を廃止した場合における具体的な処理をちょっと伺いたいのです。

○古村政府委員 用途廃止をする場合の基準でございますが、これは先刻来御説明のあつた通りでございますが、林野の場合には、国有林野管理規程の第二十条におきましてその基準を示しております。どういう場合かと申し上げますと、境界整備を必要とする場合でありますとか、民有地、道路、河川によって区切られて存在する面積が三十町歩以内である場合であります。それから土地改良事業を実行する地域として定められた場合でありますとか、公用用、公用または公益事業のとか、公共用、公用または公益事業のそれから他の土地と交換することを適當とする場合、以上のほか、その林野がないといふならば、これは総括する大蔵省の立場としては、各省庁に対しても、そのよろ式の払い下げ、処分、交換その他の処分に関するよろな場合には、各省庁も、おおむねやはりそのようにおきまして、普通財産については國有財産地方審議会といたりものがあつて、払い下げ、管理、処分等については財務局長の専断によるものを設けて、それが効率的であるか、その処分が適当であるかどうかといふことを、單にその省庁の専断にゆだねない方が、現在の民主的な処理ができる、要するにチェックができる場所があるわけです。ところが特別会計その他の部分については、この

お話を中では、他の土地と交換をした方が有利だとといふ問題ですが、それから、その林木を育成することが無理な場合は、現実には、この地域を調べてみると、やはりこの甲山も、土砂流出防備保全林としての必要のある地帯だとあります。そこで、甲山について、何か民間との交換の方法でありますけれども、それで、具体的な問題で伺いたいのは、この甲山について、何か民間との交換の方法でありますけれども、この問題の経過について、林野庁長官から伺いたいと思います。

○古村政府委員 甲山の問題でございますが、これは先ほど先生のお言葉の通り、阪神間の西宮市の郊外にございまして、航行目標林といふの保全または国有林野の經營上支障がある場合は、こういふことはいたしません。もちろん、御指摘のように、国土の保全または国有林野の經營上支障がある場合は、こういふことはいたしません。こういふことをいたしました。

○堀委員 それでは、今の問題のあり方として、少し私の方で具体的な問題でお話を伺いたいわけですが、お話を伺いたいわけですが、実はすでに林野庁でも、御存じだろ、と思ひますけれども、兵庫県の西宮市の裏側に、現在林野庁で所管をされておりますところの国有林がございま

ら、市の議会に甲山の国有林対策委員の人たちが大阪営林局にお伺いをしたところが、これは十二月二十四日のようありますけれども、営林局長から、林野經營の立場から、甲山国有林との交換対象として二千ヘクタールの奥山が必要である、大阪営林局としては、年度内にこの交換を処理したい、それについては地方自治体においても、大阪営林局管内における府県の中で、二千ヘクタールの土地を出してもらえれば、それと西宮市のものと交換をしてもらおう、しかしそれでなければ、大体既定方針通り年度内にこの処分をしたい、ということは一點と、ここではその人たちが申しておるのであります。そこで、その前段の方はどういうことなのかよくわかりませんが、その処分の権限は、大阪営林局にあるといふふうな発言があつたといふことがあります。そこで、その前段の方はどういうことなのかよくわかりませんが、後段の方は、どうも私はこの法律によれば、第八条では、「前項但書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し、又は处分するものとする。」とありますから、これは法律の建前からすると、林野庁長官にこの処分の権限があるので、大阪営林局長などにないと思うのです。が、その間の事情と、両方承りたい。

いは誤解があつたかもしれませんが、決してさうようなことを無理をすることは考えておらない。これは確認をいたしました。それから、交換につきます権限でございますが、これは営林局長ではございません。

ために、河川が非常に埋没をいたしまして、この地帶は、裏山の六甲山系といふものの植林がきわめて不十分であります。現在は六甲を縁にする会社が、いろいろなものが設けられて、これは一般的の民間人がわざかの金をみな集めまして、この裏山に植樹をすることによってこのような災害を防ごうとうとする努力が、民間においても積極的になされておるというのが現状なのであります。そこで私は、そういう場合の災害対する国としての裏山地帯における国有財産の関係ですね。これがやはり十分に——第一植樹の目的、木を大きくして、それを販売するという目的だけではなくて、私は国有財産の中には、裏山の保安林が、そういう土砂流出のための保安林として指定されておるようだ。当然やはり災害を防止するということの中における効率の問題といふものもあると思うわけです。そこで主計局としては、こういう場合に、一体そういう問題を金額で判断をするのか、あるいはそういう全体的な、総合的な判断といいますか、そういうものを基準にして判断をするのか——まあ私がこの問題を取り上げて論議をしたいという感じがいたしましたのは、なるほど林野庁あるいは營林局としては、自分のそういう業績は上げなければならぬという一つの目的があると思いますし、その目的との関係では今のような方向に問題が出てきましたことは当然ですが、しかしこ

要があります。しかし主計局といたしましては、この問題はただいまお話をありましめたような種々な観点から、よほど慎重に検討を加えた上で、しかも一つの方針を持って処理しないいろいろの弊害が起こりやすいということです。三十八年度の予算には積極的にそういう林野の開放という施策はとらずに、林野庁においてさらに検討を要望いたしましたといふべきかがござります。

うのであります。きょう私がこの問題をこういう形で論議をいたしましたのは、単に甲山という問題を論議をするだけではなくて、こういうふうな都市周辺における国有財産一般の払い下げの場合においての一つの態度、それからもう一つは国有林というようなものの払い下げの一つの原則的なものの考え方を、ここで皆さんに明らかにしていただきことによって、不必要的トラブルを今後避けていきたい、こういう考えが私がお伺いをする土台にあるわけでございます。

そこで、今までの御答弁を通して大体わかりますけれども、原則的に、国土の保全に不安があると当該地方自治団体が判断をする場合等においては、これはさつきの行政財産の用途を廃止するということにはならないといふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○吉村政府委員 仰せの通りでござります。ただ森林といらものは、保全機能といらものを全然考へられないといふやうなものほどとんでもないでござります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指摘の場所あるいはあの阪神間の国有林につきましては、民間に申しますか地方の自治団体等の御意見も十分に拝聴いたしながら、技術的な判断を下して参りたいというふうに考えております。もちろん国有林全体、総合的な問題として判断をいたしたいというように申し上げて差しつかえないと思います。

うのであります。きょう私がこの問題をこういう形で論議をいたしましたのは、単に甲山という問題を論議をするだけではなくて、こういうふうな都市周辺における国有財産一般の払い下げの場合においての一つの態度、それからもう一つは国有林というようなものの払い下げの一つの原則的なものの考え方を、ここで皆さんに明らかにしていただきことによって、不必要的トラブルを今後避けていきたい、こういう考えが私がお伺いをする土台にあるわけでございます。

そこで、今までの御答弁を通して大体わかりますけれども、原則的に、国土の保全に不安があると当該地方自治団体が判断をする場合等においては、これはさつきの行政財産の用途を廃止するということにはならないといふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○吉村政府委員 仰せの通りでござります。ただ森林といらものは、保全機能といらものを全然考へられないといふやうなものほどとんでもないでござります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指

めでございます。そこで、私は本日委員会に皆さんにお越しを願って、特にそういう国有財産の払

い下げ処分の問題についてお伺いをいたし、最初の前段から論議をさしていただいてきたわけであります。

そこで、ちょうど今私が触れておりますように、国有財産の払い下げの一普通財産については、大蔵省には国有財産地方審議会といふようなものがありますが、その他のものについてはあるところやないところや、よくわかりませんが、それがなければならないことがあります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指

めでございます。そこで、ちょうど今私が触れておりますように、国有財産の払い下げの一普通財産については、大蔵省には国有財産地方審議会といふようなものがありますが、その他のものについてはあるところやないところや、よくわかりませんが、それがなければならないことがあります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指

めでございます。そこで、私は本日委員会に皆さんにお越しを願って、特にそういう国有財産の払い下げ処分の問題についてお伺いをいたし、最初の前段から論議をさしていただいてきたわけであります。

そこで、ちょうど今私が触れておりますように、国有財産の払い下げの一普通財産については、大蔵省には国有財産地方審議会といふようなものがありますが、その他のものについてはあるところやないところや、よくわかりませんが、それがなければならないことがあります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指

めでございます。そこで、ちょうど今私が触れておりますように、国有財産の払い下げの一普通財産については、大蔵省には国有財産地方審議会といふようなものがありますが、その他のものについてはあるところやないところや、よくわかりませんが、それがなければならないことがあります。その度合いがどの程度であるかといふことに一にかかるおると思うのでござります。従いまして、御指

が進むと思つて私も喜んでおつたわけです。去年の春さらに県から代表者が参りました。私も秘書をつけてやつて防衛庁に督促に行つたわけです。航空幕僚本部の監理課長というのに会つたそうですが、帰つてきた話によると、その監理課長が非常に憤慨をして、民間の者が何で差し出さつて帰つてきて、私もあきれ返つて、その後防衛庁の長官のところへは、どうもけしからぬ話だと言つてはいますが、実はそのままになつて不用な施設になつてゐるといふことはどうもできない、やはり行政財産の用確認しているわけですが、財務部の方では、不用なものであるからといって自衛隊が認めなければできないので、そちらの方でうまく話してくれということで、話が堂々めぐりになつてしまつておる。私は前後を通じて、いきさつを——さつき申し上げた通り、再買収のときから、中へ入つてゐるといふとおりですが、私は農民を納得させた。しかし、農民を納得させて浜松の航空自衛隊の射撃場にしてみたところがさっぱり使わない。使えないような状況になつたこともあるのですが、一つは、距離も相当離れておりますし、実際使つていらないといふことで、今申し上げたように現に獣友会が借りておる。そういうものは当然不用なもので

が進むと思つて私も喜んでおつたわけです。去年の春さらに県から代表者が参りました。私も秘書をつけてやつて防衛庁に督促に行つたわけです。航空幕僚本部の監理課長というのに会つたそうですが、帰つてきた話によると、その監理課長が非常に憤慨をして、民間の者が何で差し出さつて帰つてきて、私もあきれ返つて、その後防衛庁の長官のところへは、どうもけしからぬ話だと言つてはいますが、実はそのままになつて不用な施設になつてゐるといふことはどうもできない、やはり行政財産の用確認しているわけですが、財務部の方では、不用なものであるからといって自衛隊が認めなければできないので、そちらの方でうまく話してくれということで、話が堂々めぐりになつてしまつておる。私は前後を通じて、いきさつを——さつき申し上げた通り、再買収のときから、中へ入つてゐるといふとおりですが、私は農民を納得させた。しかし、農民を納得させて浜松の航空自衛隊の射撃場にしてみたところがさっぱり使わない。使えないような状況になつたことがあるのですが、一つは、距離も相当離れておりますし、実際使つていらないといふことで、今申し上げたように現に獣友会が借りておる。そういうものは当然不用なもので

あるから用意廢止をしてしかるべきものだと私は簡単に考えておつたのです。実際にあつかつてみると、防衛庁としてはそういう財産が減るということ是非常に困るんだと言う。何でもかんでも持つてなければ困るんだ。これはどういうわけだか私は理解に苦しむのですが、全くどうも不合理な感じが口をきくんだ、要るのか要らぬかはこつちの判断一つである、とんでもないことを言つて、と劍もほろろのあいさつで帰つてきて、私もあきれ返つて、その後防衛庁の長官のところへは、どうもけしからぬ話だと言つてはいますが、実はそのままになつて不用な施設になつてゐるといふことはどうもできない、やはり行政財産の用確認しているわけですが、財務部の方では、不用なものであるからといって自衛隊が認めなければできないので、そちらの方でうまく話してくれということで、話が堂々めぐりになつてしまつておる。私は前後を通じて、いきさつを——さつき申し上げた通り、再買収のときから、中へ入つてゐるといふとおりですが、私は農民を納得させた。しかし、農民を納得させて浜松の航空自衛隊の射撃場にしてみたところがさっぱり使わない。使えないような状況になつたことがあるのですが、一つは、距離も相当離れておりますし、実際使つていらないといふことで、今申し上げたように現に獣友会が借りておる。そういうものは当然不用なもので

わけでできないのか、その理由も一つ明らかにしていただきたい。これはお願いを申し上げておきます。

○白石政府委員　ただいま御発言の趣旨は十分了承いたしました。さうそく調査いたしまして善処いたしたいと思います。一般論といたしまして、御承知のよろな経緯があると思します。私どもも、最近のような土地の非常な利用増大にかんがみまして、行政財産の効率的な使用という見地から、実は昨年の秋、ころからこういった調査を行なつて立派とやはり意見が必ずしも一致しないといふような例に間々ぶつかりまして、これらの調整に實は悩んでおる次第でございますが、場合によります立場とやはり意見が必ずしも一致しないといふような例に間々ぶつかりまして、これらは、このようことをやるようでは、私としましてはまことに心苦しいですけれども、自衛隊全体のいろいろなうわき、予算を乱費しているといふことです。こういふことをやるようでは、私としましてはまことに心苦しいことなると予算を使つてしまつたために温泉へ演習に行くといふような話を聞いておりますので、そういう点まで全部洗つてぶちまけたくなるわけです。従つて、私は決してはつたりで申し上げておるわけではないが、明らかに不用のものを、行政財産だからといって、わがものであるといつてもいつまでも持つていてはいけない方針であります。それでけつこうなんですが、私は今ちょっと申し落したのです。が、そういうわけで私どもは、浜松の航空自衛隊としては全く不用な施設であるといふことで払い下げの申請を出しますと、向こうではあわてて今度は形式的に射撃を一回か二回やつたのである。それで、防衛庁の方から調べましたところが、いや全然使わないといふことはありませんと言つて、私は

いう払い下げの運動を県が起こしたといふので、今度は獣友会が毎年契約の更改をやつているのです。借用の話に行つたところが、お前の方は払い下げ運動をやるようならばもう借さぬぞと願いを申し上げておきます。

○足立委員長代理　次会は明二月一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

○毛利委員長代理　次会は明二月一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

昭和三十八年一月四日印刷

昭和三十八年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局